

新浜ポンプ場改築事業

実施方針

2021年（令和3年）10月

福山市上下水道局

目 次

1	事業の選定に関する事項	- 1 -
1-1	事業内容に関する事項	- 1 -
1-1-1	事業名称	- 1 -
1-1-2	事業の対象となる施設	- 1 -
1-1-3	事業目的	- 2 -
1-1-4	公共施設等の管理者の名称	- 3 -
1-1-5	事業内容	- 3 -
1-1-6	事業方式	- 5 -
1-1-7	事業期間	- 6 -
1-1-8	事業者への支払い	- 7 -
1-1-9	遵守すべき法令等	- 7 -
2	事業者の募集及び選定に関する事項	- 8 -
2-1	事業者の募集及び選定の方法	- 8 -
2-2	募集及び選定スケジュール	- 9 -
2-3	応募者の入札参加資格要件	- 10 -
2-3-1	応募者の構成	- 10 -
2-3-2	応募者の入札参加資格要件	- 11 -
2-4	落札者の選定に関する事項	- 15 -
2-4-1	事業者選定委員会の設置	- 15 -
2-4-2	落札者決定基準	- 15 -
2-4-3	落札者の選定方法	- 16 -
2-4-4	提出書類の取扱い・著作権等	- 17 -
2-4-5	審査結果の公表	- 17 -
2-5	応募に係る提出書類	- 18 -
2-5-1	資格審査の提出書類	- 18 -
2-5-2	技術審査及び価格審査の提出書類	- 18 -
2-6	落札者決定後の手続き	- 19 -
2-6-1	落札者の選定と通知	- 19 -
2-6-2	基本協定の締結	- 19 -
2-6-3	S P Cの設立	- 19 -
2-6-4	基本契約の締結	- 19 -
2-6-5	工事請負契約の締結	- 19 -

2-6-6	維持管理・運營業務委託契約の締結	- 19 -
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 20 -
3-1	想定されるサービスの水準・仕様	- 20 -
3-2	責任分担及びその考え方	- 20 -
3-2-1	責任分担の考え方	- 20 -
3-2-2	想定されるリスクの分担	- 20 -
3-3	事業者の責任の履行確保に関する事項	- 20 -
3-3-1	入札保証金	- 20 -
3-3-2	契約保証金の納付等	- 20 -
3-4	事業の実施状況のモニタリング	- 20 -
3-4-1	設計・施工段階	- 20 -
3-4-2	維持管理・運営段階	- 21 -
3-4-3	事業期間の終了段階	- 21 -
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 22 -
4-1	立地に関する事項	- 22 -
4-2	本事業の計画概要	- 22 -
5	各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 23 -
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	- 23 -
7	その他事業の実施に関する必要事項	- 24 -
7-1	現地説明会	- 24 -
7-1-1	現地説明会の開催	- 24 -
7-1-2	現地確認に対する受付	- 24 -
7-1-3	各種資料等の提出先	- 24 -
7-1-4	申込書の提出期限	- 24 -
7-1-5	現地確認に係る実施要領	- 25 -
7-2	実施方針・要求水準書（案）に関する問合せ	- 26 -
7-2-1	実施方針・要求水準書（案）に関する質問の受付	- 26 -
7-2-2	実施方針・要求水準書（案）に関する質問書の提出期限	- 26 -
7-2-3	実施方針・要求水準書（案）に関する質問への回答	- 26 -
7-2-4	実施方針の変更	- 26 -
7-2-5	本事業に関する参考資料等	- 26 -

添付資料1 : 契約構造図

添付資料2 : 事業に係るリスク分担

- 添付資料 3 : 現地確認申込書
- 添付資料 4 : 実施方針・要求水準書（案）に関する質問書
- 添付資料 5 : 本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書

1 事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

1-1-1 事業名称

新浜ポンプ場改築事業（以下「本事業」という。）

1-1-2 事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は、以下に挙げる施設を第1フェーズとして事業を開始し、段階的に維持管理・運營業務範囲を拡張する予定である。

(1) 名称

- ① 新浜ポンプ場
- ② 中央ポンプ場
- ③ 中央雨水滞水池
- ④ 三吉ポンプ場
- ⑤ 常石ポンプ場
- ⑥ 加屋川排水機
- ⑦ 小山新涯ポンプ場
- ⑧ 相方1号排水機
- ⑨ 田尻町沖新涯排水機
- ⑩ 田尻町沖新涯樋門
- ⑪ 堤防沿川排水機
- ⑫ 竹ヶ端排水機
- ⑬ 草戸排水機
- ⑭ 後地川排水機
- ⑮ 小桜ポンプ場

(2) 位置

- ① 福山市松浜町三丁目1-59
- ② 福山市東川口町一丁目1
- ③ 福山市東川口町一丁目1
- ④ 福山市三吉町南一丁目
- ⑤ 福山市沼隈町大字常石
- ⑥ 福山市津之郷町大字津之郷

- ⑦ 福山市水呑町
- ⑧ 福山市新市町大字相方
- ⑨ 福山市田尻町
- ⑩ 同上
- ⑪ 福山市南手城町一丁目
- ⑫ 福山市水呑町
- ⑬ 福山市草戸町
- ⑭ 福山市鞆町後地
- ⑮ 福山市沼隈町大字能登原

1-1-3 事業目的

新浜ポンプ場（以下「本ポンプ場」という。）は、1959年（昭和34年）に供用を開始した合流式下水道区域のポンプ場で、供用開始から60年以上が経過している。施設・設備の状態は老朽化が著しく、かつ現行の耐震基準も満足していない。この状況を踏まえ、平成26年度に実施した「新浜ポンプ場長寿命化計画策定業務委託」において、土木建築施設を含めた建替えを行うこととした。

本ポンプ場の改築事業の実施に当たっては、平成30年度に実施した「新浜ポンプ場更新事業に係るPPP/PFI手法導入可能性調査業務委託」の検討結果より、民間事業者（以下「事業者」という。）の技術的能力及び運営能力を活用し、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的として、本ポンプ場の改築に係る設計・施工に加え、本ポンプ場のほか福山市上下水道局が管理する雨水排水施設の維持管理を一体的に行うこととした。

なお、維持管理の対象施設は、段階的に取込むこととし、最終的に54施設を一体的に管理する。

また、段階的な取込みは、各フェーズを5年間で区切り、第1フェーズから第4フェーズで構成している。本事業の対象施設は、第1フェーズとし、本ポンプ場、中央ポンプ場及び中央雨水滞水池（以下「本ポンプ場ほか2施設」という。）のほか、既設ポンプ場の12施設を加え、15施設を対象とする。

1-1-4 公共施設等の管理者の名称

福山市上下水道事業管理者 小林 巧平

1-1-5 事業内容

本事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 計画概要

本ポンプ場ほか2施設と1-1-2項の(1)に示す④から⑮の既設ポンプ場(以下「その他の既設ポンプ場」という。)の計画概要について、以下に示す。

1) 本ポンプ場の計画概要

- ① 集水面積 : 578ha (内 104.12ha)
- ② 降雨強度 : 7年確率(42mm/時:60分降雨強度)
- ③ 計画雨水量 : 9.22m³/秒

2) 中央ポンプ場の概要

- ① 集水面積 : 578ha (内 473.88ha) ※1
- ② 降雨強度 : 7年確率(42mm/時:60分降雨強度)
- ③ 計画雨水量 : 34.58m³/秒

※1_新浜排水区の578haに対し、増補管により473.88ha分を遮集している。

3) 中央雨水滞水池の概要

- ① 貯留量 : 8,000 m³
- ② 高速ろ過 : 約 55 m³/分

4) その他の既設ポンプ場の概要

その他の既設ポンプ場の排水能力(現況)を以下に示す。

- ① 三吉ポンプ場 : 70.0 m³/分
- ② 常石ポンプ場 : 27.3 m³/分
- ③ 加屋川排水機 : 7.8 m³/分
- ④ 小山新涯ポンプ場 : 8.0 m³/分
- ⑤ 相方1号排水機 : 2.5 m³/分
- ⑥ 田尻町沖新涯排水機 : 10.2 m³/分
- ⑦ 田尻町沖新涯樋門 : -

⑧ 堤防沿川排水機	: 24.0 m ³ /分
⑨ 竹ヶ端排水機	: 6.7 m ³ /分
⑩ 草戸排水機	: 10.4 m ³ /分
⑪ 後地川排水機	: 7.8 m ³ /分
⑫ 小桜ポンプ場	: 10.0 m ³ /分

(2) 設計・施工に係る業務

設計・施工に係る業務の対象は、本ポンプ場の既設と既設を撤去後に設置する新設ポンプ場及び本ポンプ場の事業用地内の場内整備（以下「事業用地内の場内整備」という。）である。これらを総称して「本ポンプ場等」という。

1) 設計業務

- ① 既設本ポンプ場の設計業務（撤去）
- ② 新設本ポンプ場の設計業務
- ③ 事業用地内の場内整備の設計業務

2) 施工業務

- ① 既設本ポンプ場の施工業務（撤去）
- ② 新設本ポンプ場の施工業務
- ③ 事業用地内の場内整備の施工業務

(3) 維持管理・運營業務

維持管理・運營業務に係る業務の対象は、本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場（場内の維持管理を含む。）である。

1) 本ポンプ場等

- ① 既設本ポンプ場ほか2施設
: 維持管理・運營業務（委託レベル：レベル1）
- ② 新設本ポンプ場ほか2施設
: 維持管理・運營業務（委託レベル：レベル3）

2) その他の既設ポンプ場

- ① その他の既設ポンプ場：維持管理・運營業務（委託レベル：レベル1）

(4) 本事業の維持管理・運営業務の拡張

本事業の維持管理・運営業務においては、1-1-2項の(1)に示す施設のほか、段階的に39施設の雨水排水施設を取込み拡張する予定である。

段階的な取込みは、各フェーズで以下に示す施設の追加を予定しており、最終的な維持管理・運営業務の対象施設数は、54施設を対象とする。

1) 第1フェーズ(本事業範囲)

① 対象施設：1-1-2項の(1)に示す施設

2) 第2フェーズ

① 対象施設：第1フェーズの施設に加え、16施設を追加

3) 第3フェーズ

① 対象施設：第2フェーズの施設に加え、12施設を追加

4) 第4フェーズ

① 対象施設：第3フェーズの施設に加え、11施設を追加

1-1-6 事業方式

本事業の事業方式は、DBO方式(Design Build Operate)で実施する。福山市(以下「本市」という。)は、本施設的设计・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。

本事業の落札者は、各種契約を締結し、1-1-5項の(2)に示す設計・施工に係る業務を行うこと。

また、維持管理・運営業務は、単独又は共同企業体等を設立し、1-1-5項の(3)に示す維持管理・運営業務を行うこと。

なお、維持管理・運営業務の業務実施に当たり、特別目的会社(SPC: Special Purpose Company(以下「SPC」という。))の設置については、事業者からの提案によることとし、必須条件としない。

1-1-7 事業期間

設計、施工及び維持管理・運營業務に係る事業期間を表1-1に示す。

表1-1 事業期間

項目	内容/経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31		
契約締結	各種契約の締結	●																													
設計業務	本ポンプ場の設計		■																												
施工業務	本ポンプ場の施工		■	■	■	■	■	■	■																						
維持管理・ 運營業務	本ポンプ場 ほか2施設	既設 (委託レベル1)	■	■	■	■	■	■	■																						
		新設(改築後) (委託レベル3)									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他の 既設ポンプ場	第1フェーズ (委託レベル1)	■	■	■	■	■																								
		第2フェーズ 事業範囲 (予定)						■	■	■	■	■																			
		第3フェーズ 事業範囲 (予定)											■	■	■	■	■														
		第4フェーズ 事業範囲 (予定)																	■	■	■	■	■								

※1_表中の和暦は年度を示す。

(1) 本ポンプ場等に係る設計・施工期間

本ポンプ場等の設計・施工は、設計・施工に係る工事請負契約を締結した日から2030年（令和12年）3月31日までに完了すること。

(2) 本事業に係る維持管理・運営期間

本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場（場内の維持管理を含む。）の維持管理・運営期間は、以下のとおりとする。

1) 本ポンプ場ほか2施設及び場内整備

- ① 維持管理・運營業務委託契約を締結した日から2050年（令和32年）3月31日までとする。
- ② 運転開始日は、2023年（令和5年）4月1日とする。維持管理・運營業務委託契約締結された日から2023年（令和5年）3月31日までは、引継期間とする。

2) その他の既設ポンプ場(第1フェーズ)

- ① 維持管理・運營業務委託契約を締結した日から2028年（令和10年）3月31日までとする。
- ② 運転開始日は、2023年（令和5年）4月1日とする。維持管理・運營業務委託契約締結された日から2023年（令和5年）3月31日までは、引継期間とする。
- ③ その他既設ポンプ場の第2フェーズ以降は、今回業務範囲に含まない。

(3) 本事業の維持管理・運營業務の拡張

1-1-5項の(4)に示す第2フェーズ以降の事業期間は、以下に示す期間を予定している。

1) 第2フェーズ

① 維持管理・運営期間

: 2028年(令和10年)4月1日から2033年(令和15年)3月31日まで

2) 第3フェーズ

① 維持管理・運営期間

: 2033年(令和15年)4月1日から2038年(令和20年)3月31日まで

3) 第4フェーズ

① 維持管理・運営期間

: 2038年(令和20年)4月1日から2043年(令和25年)3月31日まで

1-1-8 事業者への支払い

本市は、事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理・運營業務に係る対価の支払いを行う。支払い等は以下のとおりである。詳細は入札説明書に示す。

1) 設計・施工業務

本市は事業者に対して、本業務の設計及び施工業務に係る対価を設計・施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して支払う。

なお、支払いは会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額に対し、一定の範囲内の額とする。

2) 維持管理・運營業務

本市は、維持管理・運營業務に対して、各年度に1回支払う。

1-1-9 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令(関連する施行令、規則、条例等を含む。)等を遵守すること。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札方式で行う。

事業者の選定は、資格審査と技術審査及び価格審査により実施する。資格審査は、事業者が本書で示す入札参加資格要件に足る資格を有しているかどうかを確認する。技術審査及び価格審査は、技術提案書に対して、技術的観点からの評価と入札価格に対する評価により総合的に評価し、事業者を選定する。

2-2 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、次に示す日程を予定している。
変更がある場合は、適宜、情報を公開する。

時 期	内 容
2021年（令和3年）10月20日（水）	実施方針・要求水準書（案）の公表
2021年（令和3年）11月10日（水）	実施方針等に関する質疑の締切り
2021年（令和3年）12月3日（金）	実施方針等に関する質疑に対する回答の公表
2022年（令和4年）1月21日（金）	入札公告
2022年（令和4年）2月2日（水）	入札参加資格審査に関する質疑の締切り
2022年（令和4年）2月16日（水）	入札参加資格審査関連に関する質疑に対する回答の公表
2022年（令和4年）2月24日（木）	入札参加資格審査申請書類の受付締切り
2022年（令和4年）3月2日（水）	入札参加資格審査関連以外に関する質疑の締切り
2022年（令和4年）3月11日（金）	入札参加資格審査の結果の通知
2022年（令和4年）4月13日（水）	入札参加資格審査関連以外に関する質疑に対する回答の公表
2022年（令和4年）4月27日（水）	技術提案書及び見積書の提出の締切り
2022年（令和4年）5月25日（水）	技術対話の実施（プレゼンテーション含む）
2022年（令和4年）6月8日（水）	技術提案内容に対する改善通知
2022年（令和4年）7月13日（水）	改善技術提案及び改善見積書の提出の締切り
2022年（令和4年）8月10日（水）	技術審査の結果の通知
2022年（令和4年）8月25日（木）	入札書の提出の締切り
2022年（令和4年）8月26日（金）	入札執行（開札）
2022年（令和4年）9月14日（水）	落札者の決定
2022年（令和4年）9月21日（水）	基本協定の締結
2022年（令和4年）9月下旬から適時	各契約の締結

2-3 応募者の入札参加資格要件

本事業の競争に参加する者（以下「応募者」という。）は、資格審査の受付締切日までに入札参加資格要件を全て満たすこと。

また、本市は、応募者の入札参加資格要件の確認を行うために資格審査を実施する。

2-3-1 応募者の構成

- ① 応募者は、本事業を遂行するために、SPC の設置の有無に対する裁量権を有するものとし、SPC の設置を必須としない。なお、SPC を設置する場合には、SPC に出資する企業（以下「構成企業」という。）及び SPC に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成すること。
- ② 応募者は、以下の役割を果たす企業から構成すること。ただし、1 社が複数の役割を果たすことを妨げない。
 - ア 本ポンプ場等の設計・施工を行う企業
 - イ 本ポンプ場ほか2施設及び事業用地内の場内整備、その他の既設ポンプ場の維持管理を行う企業
 - ウ 本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場の運営を行う企業
- ③ 応募者を構成する企業数は、制限を設けない。
- ④ 応募者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続きを行うこととする。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。
- ⑤ 応募者は、応募に当たって、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下「構成員」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥ 応募者は、本ポンプ場等の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本事業に係る応募手続きに加え、各種協議及び契約締結までの一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑦ 応募者を構成する構成企業又は構成員のいずれかが、他の応募者の構成企業又は構成員となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑨ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアとイのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

2-3-2 応募者の入札参加資格要件

応募者の主要な入札参加資格要件は、以下のとおりである。詳細については、公告時の入札説明書に示す。

(1) 共通の入札参加資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定する入札参加制限を受けていない者であること。

② 公告の日から落札者の決定の日までにおいて、次に掲げる事項に該当しないものであること。

ア 民事再生法（第11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を含む。）であること。

イ 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日）において、指名除外又は指名保留期間中であること。

③ 代表企業、構成企業及び構成員は、以下の条件を満たすこと。

ア 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格を有すること。

④ 福山市に納付すべき市税等（水道料金，下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を含む。）の滞納がない者であること。

⑤ 応募者の構成企業のいずれかが，本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者，又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお，本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は，次のとおりである。

・株式会社東京設計事務所

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

(2) 各業務を行う企業の入札参加資格要件

応募者を構成する企業のうち，設計・施工を実施する企業は，次に掲げる要件を全て満たしていること。

1) 設計業務を行う企業

① 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市測量，建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において，土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の登録を受けていること。

② 以下に挙げるアからイのいずれかを満たす設計に係る管理技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。

ア 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。），又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門ー下水道」とする。）の資格を有する者であること。

イ（イ）RCCM（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。

③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

④ 建築担当技術者として，一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。

⑤ 2006 年度（平成 18 年度）以降，国，地方公共団体又は地方公営企業が発注した，下水道法のポンプ場に係る実施設計業務の履行実績を有していること。

2) 施工業務を行う企業

① 共通

- ア 土木・建築，機械，電気の各工事において，各工事を担当する構成企業又は構成員が当該工事期間中に監理技術者を本工事に専任で配置すること。
- イ 施工業務を行う企業が設計業務を行う場合は，前項の1)の②，③及び④の要件を満たすこと。ただし，③及び④の要件については，別途設計企業に委託を行ってもよい。

② 土木・建築

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可を有し，かつ2021年度（令和3年度）・2022年度（令和4年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事及び建築一式工事の登録を受けていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格審査申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における総合評定値が，土木一式工事の総合評定値が1,000点以上，かつ建築一式工事の総合評定値が1,050点以上であること
- ウ 国，地方公共団体又は地方公営企業が発注した，下水道法のポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を，元請として2006年度（平成18年度）以降に完成させた施工実績があること。また，共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお，ここでいう施工実績の定義は，新設工事のみでなく，増設工事及び改築工事（全体施設に対し過半の改築）も実績として認める。

③ 機械

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を有し，かつ2021年度（令和3年度）・2022年度（令和4年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において機械器具設置工事の登録を受けていること。
- イ 国，地方公共団体又は地方公営企業が発注した，下水道法の終末処理場又はポンプ場において，主ポンプ設備の設置工事を元請として2006年度（平成18年度）以降に完成させた施工実績があること。また，共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお，ここでいう施工実績の定義は，補修工事及び修繕工事の実績を含まない。

④ 電気

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する電気工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿において電気工事の登録と受けていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経審の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格審査申請の前日以前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における総合評定値が、電気工事の総合評定値が 960 点以上であること。

ウ 国、地方公共団体又は地方公営企業が発注した、下水道法の終末処理場又はポンプ場において、次に掲げるア及びイの工事を、元請として 2006 年度（平成 18 年度）以降に完成させた施工実績があること。ただし、同一の工事である必要はない。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお、ここでいう施工実績の定義は、補修工事及び修繕工事の実績を含まない。

（ア）水処理又は汚泥処理に係る電気設備工事（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。）

（イ）高圧受変電設備工事（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る。）

(3) 維持管理業務を行う企業の入札参加資格要件

維持管理業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業として（以下「維持管理に係る代表企業」という。）置くものとし、維持管理に係る代表企業は、以下の各号の要件を全て満たし、その他の構成企業又は構成員（協力企業含む。）は①を満たすこと。

① 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）福山市測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において、その他の登録又は福山市建設工事入札参加資格者名簿において、機械器具設置工事若しくは電気工事のいずれかの登録を受けていること。

② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

③ 2006 年度（平成 18 年度）以降、下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理業務を実施した実績が入札日において 1 年以上あること。

2-4 落札者の選定に関する事項

2-4-1 事業者選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。

2-4-2 落札者決定基準

落札者決定基準は、おおむね次のとおりを予定している。

なお、詳細は入札公告時の落札者決定基準（案）において示す。

(1) 技術評価

- ① 施工計画に係る提案
- ② 効率的な維持管理・運営に係る提案
- ③ 地域貢献に係る提案
- ④ 性能・機能に係る提案
 - ア 雨水排水機能に係る提案
 - イ 合流式下水道に係る更なる水質改善
- ⑤ ICTに係る積極的な提案（省人化等）
- ⑥ その他

(2) 価格評価

- ① 設計・施工費
- ② 維持管理・運営費

2-4-3 落札者の選定方法

落札者の選定方法としては、入札参加資格に関する審査を実施した後、入札参加有資格者を対象として、技術審査と価格審査を実施し、総合的な観点から落札者を選定する。

(1) 入札参加資格審査

本市は、応募者から提出された入札参加資格審査書類等により、入札説明書に示す入札参加資格要件に照らした資格審査を行う。

(2) 技術審査及び価格審査

技術審査では、応募者の技術提案書における提案内容について2-4-2項に示す審査及び評価を行う。

価格審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下であることを条件として、各社の提案価格を一定の算定式に基づき点数化して価格点を算出する。価格の点数化の方法については、入札公告時の落札者決定基準（案）において示す。

(3) 技術対話

各応募者から提出される技術提案書を基に、技術対話を実施する。

また、技術対話の内容は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

(4) 技術提案及び見積書の改善

技術対話を経て、要求水準書を満たしていない応募者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第17条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案及び改善見積書の提出を求める。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

(5) 技術審査方法

技術審査では、各応募者から提出された技術提案書を基に、入札公告時に示す落札者決定基準（案）を基に採点を行う。

(6) 入札執行

技術審査を通過した者に対して、入札を執行する。

なお、入札及び開札の日時、場所などの詳細は、入札公告時の入札説明書において示す。

(7) 総合評価

総合評価では、技術審査と入札価格の価格審査により総合的な評価を実施し、落札者を選定する。

なお、総合評価の方法等については、入札公告時の落札者決定基準（案）において示す。

2-4-4 提出書類の取扱い・著作権等

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(1) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

2-4-5 審査結果の公表

本市は、事業者選定委員会等により落札者を決定し、その結果を本市のホームページで公表する。

2-5 応募に係る提出書類

応募者は、以下の書類を提出すること。

なお、提出書類の詳細については、入札説明書において示す。

2-5-1 資格審査の提出書類

- ① 資格審査書類
- ② 参加資格確認資料

2-5-2 技術審査及び価格審査の提出書類

- ① 技術提案書（技術審査）
- ② 技術提案書に係る見積書（技術審査）
- ③ 入札書（価格審査）

2-6 落札者決定後の手続き

2-6-1 落札者の選定と通知

総合評価の結果、技術点と価格点の合計が最上位である者を落札者として選定する。
落札者として選定した者には、書面により通知する。

落札者決定後は、次項以降で示す各契約に係る手続きを行うこと。

なお、添付資料1に「契約構造図」を示す。

2-6-2 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、入札公告時に示す基本協定書に基づき、本市と基本協定を締結する。

2-6-3 SPCの設立

落札者が SPC を設立する場合には、基本契約及び維持管理・運營業務委託に係る契約までに SPC を広島県内に設立すること。

なお、SPC を設立しない場合には、この限りではない。

2-6-4 基本契約の締結

応募者として構成する各企業及び SPC (SPC を設置する場合) は、本事業の実施に関する不可分一体な契約として、基本契約を締結する。

2-6-5 工事請負契約の締結

応募者として構成する各企業は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の設計・施工に関し、本事業に係る工事請負契約を本市と締結する。

2-6-6 維持管理・運營業務委託契約の締結

応募者として構成する各企業又は SPC は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の維持管理・運營業務に関し、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を本市と締結する。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等に従って、設計・施工業務及び維持管理・運営業務を行うこと。

3-2 責任分担及びその考え方

3-2-1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するというものである。

なお、ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは、本市と事業者のいずれが以下に掲げる能力を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担するものである。

- ① リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力
- ② リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

3-2-2 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、添付資料2「事業に係るリスク分担」による。

3-3 事業者の責任の履行確保に関する事項

3-3-1 入札保証金

入札保証金は免除する。

3-3-2 契約保証金の納付等

本市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契約の保証を求めることを予定している。

3-4 事業の実施状況のモニタリング

3-4-1 設計・施工段階

本市は、事業者による設計・施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、設計・施工業務のモニタリングを

行う。

事業者は、設計・施工業務に係る完成図書一式及び本市が提出を要求した各種図書を提出し、本市による確認を受けること。

また、設計・施工業務の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けること。

なお、本市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。業務のモニタリングにより、設計・施工業務の各業務の実施状況等が工事請負契約書や要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じること。

3-4-2 維持管理・運営段階

本市は、事業者による維持管理・運営業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、維持管理・運営業務のモニタリングを行う。モニタリングは、維持管理・運営業務委託契約で定められた頻度、方法に従って行う。

本市は、モニタリングにより確認された維持管理・運営業務の状況について、公開することができる。

また、本施設の維持管理・運営業務のモニタリングにより、維持管理・運営業務の実施状況等が維持管理・運営業務委託契約書、要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担において必要な措置を講じること。

3-4-3 事業期間の終了段階

本市は、事業終了後も本事業の対象施設を継続して使用する。事業者は、事業期間中、維持管理・運営業務を適切に行うこと。

また、事業期間終了時において、1-1-2項の(1)の①から③の施設について要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。一方、1-1-2項の(1)の④から⑮の施設については、事業期間終了時の1年間前までに、事業期間終了時の施設・設備の引渡し状態について協議し、必要な措置について本市又は事業者が対応を行う。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地に関する事項

本ポンプ場等の立地の概要は、次のとおりである。

- ① 位置 : 福山市松浜町三丁目1-59
- ② 用途地域 : 工業地域
- ③ 敷地面積 : 3,015m²
- ④ 建ぺい率 : 60%
- ⑤ 容積率 : 200%

4-2 本事業の計画概要

(1) 計画概要

本事業の計画概要は、1-1-5項の(1)のとおりである。

(2) 対象施設

本事業の対象施設は、1-1-2項のとおりである。

5 各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

各種契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各種契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

7 その他事業の実施に関する必要事項

7-1 現地説明会

7-1-1 現地説明会の開催

本事業の応募者を対象とした現地説明会については、コロナ禍での混雑防止及び対象施設の狭隘な立地条件を鑑み、実施しない。ただし、応募者が行う現地確認については、次項以降に示す要領に従い所定の手続きを経て、実施してよい。

7-1-2 現地確認に対する受付

応募者は、本市が指定する本事業の対象施設に対して現地確認を希望する場合は、添付資料3の「現地確認申込書」をダウンロードの上、必要事項を記載した上で、7-1-3項に示す提出先に期間内に電子メールで提出すること。

7-1-3 各種資料等の提出先

提出先 : 〒720-0004
広島県福山市御幸町中津原 158(中津原浄水場内水質管理センター2F)
福山市上下水道局施設部施設整備課

電 話 : 084-955-1180

電子メール : s-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

7-1-4 申込書の提出期限

2021年(令和3年)10月25日(火)12時00分まで

7-1-5 現地確認に係る実施要領

(1) 現地確認が可能な施設

現地確認が可能な施設は、以下に示す施設とする。このうち、①から③の現地確認は、②及び③の敷地内に車両を駐車し、①への移動は徒歩によるものとする。

なお、以下に示す施設以外は、狭隘な立地条件等の条件下にあり、車両の通行の事故リスク又は騒音に対し、懸念があるため、現地確認を厳に慎むこと。

- ① 新浜ポンプ場
- ② 中央ポンプ場
- ③ 中央雨水滞水池
- ④ 三吉ポンプ場
- ⑤ 堤防沿川排水機

(2) 現地確認可能日

現地確認可能日は、以下に掲げる日程とする。

なお、希望日は、7-1-2項に示す現地確認申込書に第一希望及び第二希望を記載し、提出すること。他の応募者の希望日と調整した上で、応募者の代表者に、本市からメールで通知する。

- ① 2021年（令和3年）10月28日（木）10時00分から17時00分まで
- ② 2021年（令和3年）10月29日（金）10時00分から17時00分まで
- ③ 2021年（令和3年）11月1日（月）10時00分から17時00分まで
- ④ 2021年（令和3年）11月2日（火）10時00分から17時00分まで

(3) 参加者の人数

参加人数は、一企業当たり4名までとし、移動に用いる車両数も1台（小型普通自動車）とすること。

7-2 実施方針・要求水準書(案)に関する問合せ

7-2-1 実施方針・要求水準書(案)に関する質問の受付

実施方針及び要求水準書(案)に関して質問がある場合は、添付資料4の「実施方針・要求水準書(案)に関する質問書」をダウンロードの上、質問内容を簡潔に記載した上で、7-1-3項に示す提出先に期間内に電子メールで提出すること。なお、質問は電子メール以外での問合せには応じないので留意すること。

7-2-2 実施方針・要求水準書(案)に関する質問書の提出期限

2021年(令和3年)11月10日(水)17時00分まで

7-2-3 実施方針・要求水準書(案)に関する質問への回答

質問書に対する回答は、以下に示す回答期限までに本市のホームページにおいて公表する。

回答期限：2021年(令和3年)12月3日(金)

7-2-4 実施方針の変更

本市は、実施方針の公表後、入札公告までに実施方針の内容を変更することがある。

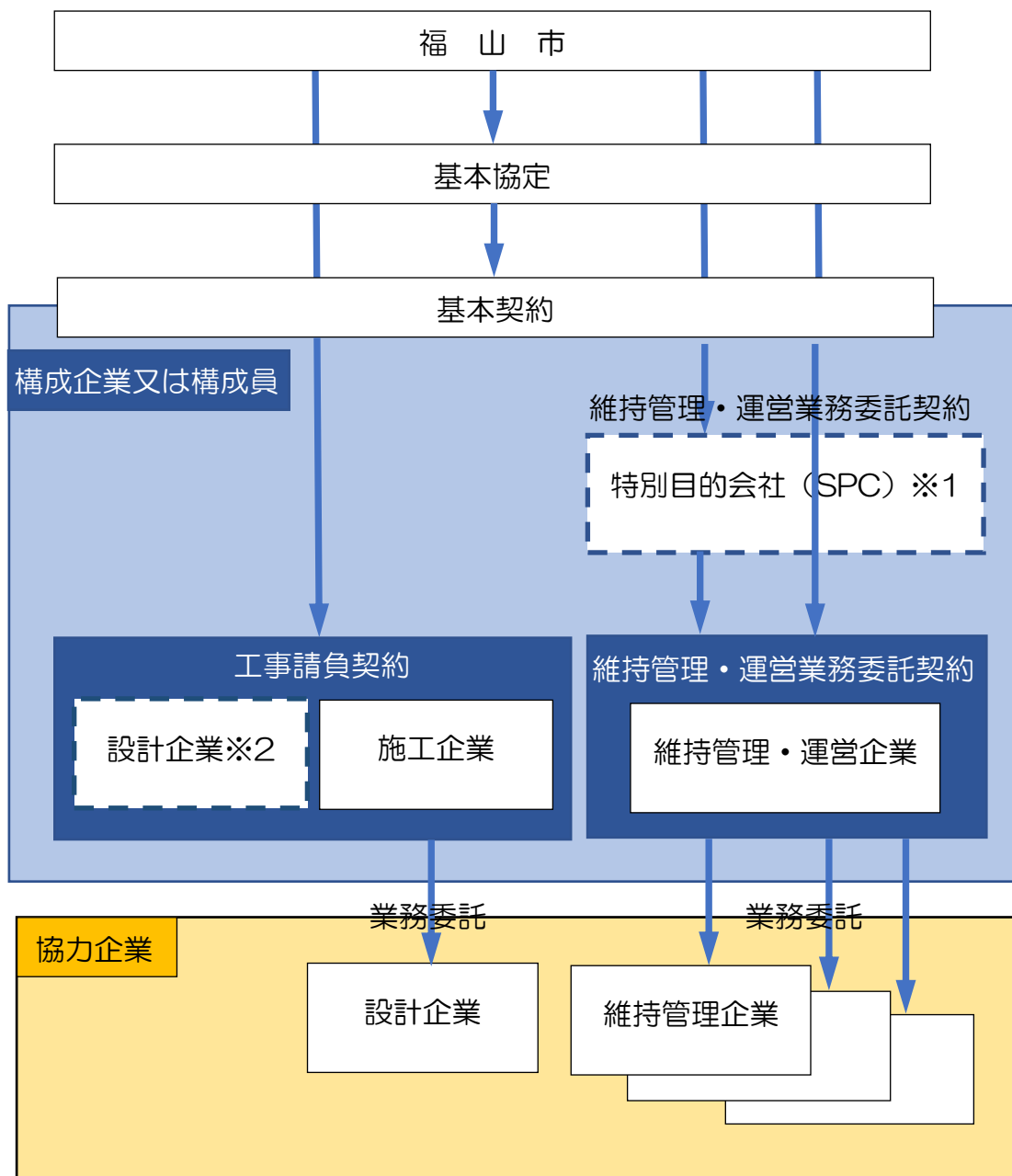
7-2-5 本事業に関する参考資料等

本事業に参画を行う事業者については、参考資料等を配布する。

配布を希望する事業者は、添付資料5の「本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書」(以下「送付願兼誓約書」という。)に記名押印し、送付願兼誓約書のスキャニングデータを7-1-3項に示す提出先に電子メールで提出すること。

また、電子メールの提出に併せて、7-2-2項に示す期限までに持参又は郵送(必着)により7-1-3項に示す提出先に提出すること。

添付資料1 契約構造図



※1_S P Cは、応募者の提案により設置する。

※2_設計企業を構成員とせず，施工企業が設計を行う場合は，設計業務を行う上で必要となる要件を全て満たすこと。また，協力企業に設計の一部を委託する場合には，協力企業が設計業務を行う上で必要となる要件を満たすこと。

図 契約構造図

添付資料2 事業に係るリスク分担

表 本事業に係るリスク分担表

(1/3)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札公告資料	1	入札公告資料の誤りに関するもの、記載内容の変更に関するもの	○	
	入札参加	2	入札参加費用の負担		○
	契約締結	3	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		4	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	許認可取得	5	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
		6	事業者が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
	政治	7	政策方針の変更	○	
	制度・法令変更	8	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
		9	上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される法令の変更又は新設に関するもの		○
	税制変更	10	消費税の変更	○	
		11	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		12	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
	第三者賠償	13	市の帰責事由によるもの	○	
		14	事業者の帰責事由によるもの		○
		15	施設の契約不適合による事故によるもの	○※2	○※2
		16	施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの (ただし、既設は計画どおりの点検・調査・報告、運転管理を行っていた場合)	○※3	○※3
		17	施設の維持管理の不備によるもの		○
		18	計画雨量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの	○	
		19	上記以外の事由によるもの	○※4	○※4
	第三者からの損害	20	市の帰責事由によるもの	○	
		21	事業者の帰責事由によるもの		○
		22	上記以外の事由によるもの	○※4	○※4
	住民対応	23	本事業に関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの (要求水準等を満たしていることを前提とする)	○	
		24	事業者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理等)に関する住民苦情・要望等に関するもの(要求水準等を満たしていない場合)		○
	環境問題	25	事業者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理等)に起因する環境の悪化によるもの		○
		26	上記以外のもの	○※4	○※4

表 本事業に係るリスク分担表

(2/3)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	物価変動	27	事業期間内(調査, 設計, 工事, 維持管理等)の物価変動に関するもの	○※5	△※5
	金利変動	28	事業者の借入金に係る金利変動によるもの		○
	債務不履行	29	市の債務不履行により本事業が実施できない場合	○	
		30	事業者の事業放棄, 破綻等により本事業が実施できない場合		○
		31	事業者の債務不履行により本事業が実施できない場合		○
	不可抗力	32	天災(暴風, 洪水, 高潮, 地震, その他の異常天災現象), 人為的(戦争, テロ, 暴動等)等, 通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害, 修復のため事業実施に遅延, 中止等によるもの	○※6	△※6
	要求水準未達	33	設計・建設段階及び維持管理段階における要求水準未達		○
設計段階	測量・調査	34	市が実施した地形・地質等現地調査に関するもの (ただし, 調査項目不足に関するものを除く。)	○	
		35	事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの (調査項目不足に関するものを含む。)		○
	計画変更・遅延	36	市の帰責事由による計画変更	○	
		37	他事業者との調整や住民要望による事業計画等の変更起因するもの	○	
	設計変更・遅延	38	市の提示条件, 指示の不備・変更によるもの	○	
		39	他事業者との調整や住民要望による想定外の変更起因するもの	○	
		40	事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
設計成果物の契約不適合	41	事業者が設計した施設・設備等に関するもの		○	
建設段階	用地	42	市が提示する資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等による事業の遅延, 変更又は中止	○	
	工事遅延	43	市の帰責事由による工事遅延	○	
		44	事業者の帰責事由による工事遅延		○
	施工管理	45	施工管理に関するもの		○
	工事費増大	46	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		47	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	関連機関調整	48	関連機関との調整・協議により, 技術提案時に推察できない要求事項により変更が生じたもの	○	
	安全性確保	49	事業者の帰責事由による工事現場における事故等		○
施設・設備の契約不適合	50	事業者が新設した施設・設備等に関するもの		○	

表 本事業に係るリスク分担表

(3/3)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理業務段階	計画変更	51	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		52	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	維持管理業務の遅延	53	市の帰責事由による維持管理業務開始の遅延	○	
		54	事業者の帰責事由による維持管理業務開始の遅延		○
	ユーティリティ及び運転管理	55	電気・上水等の供給停止に関するもの	△※7	○※7
		56	ユーティリティ(電力, 燃料, 上水等)及び運転管理(出勤回数)の変動に関するもの	○※8	○※8
	施設・設備の契約不適合	57	各施設及び各設備等に対して, 維持管理業務段階で契約不適合が見つかった場合	○※2	○※2
	施設の破損	58	事業者の帰責事由による事故・火災等による対象施設の損傷等		○
		59	施設・設備の老朽化, 通常劣化によるコスト増大	○※3	○※3
	維持管理費の増大	60	市の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理業務費の増大	○	
		61	計画雨水量以上の流入によるもの	○	
		62	事業者の帰責事由による維持管理業務費の増大		○
	技術革新	63	陳腐化による変更コスト, 新技術採用に係るコスト	○※3	○※3
終了業時	事業終了時の手続き	64	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
	事業終了時の施設状態	65	事業終了時の施設・設備に対して, 要求水準の未達(引渡条件)		○

凡例)表中「○」印は主たるリスク, 「△」は従たるリスクを示す。

※1_税制の内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※2_新設本ポンプ場の場合は, 事業者が負担する。それ以外(既設本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場)の場合は, 本市が負担する。

※3_新設本ポンプ場ほか2施設については, 事業者が負担する。既設本ポンプ場及びその他の既設ポンプ場については, 本市が負担する。

※4_発生した事象を把握した上で, 適切な負担者を決定する。

※5_物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合, 調整する。詳細については, 入札公告に公表する工事請負契約書(案), 維持管理・運営業務委託契約書(案)において提示する。

※6_不可抗力により, 追加費用その他損害が発生した場合又は, 第三者に損害が発生し, 本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は, 損害額等の1/100以内の費用までは事業者の負担, それを超える費用は本市の負担とする。なお, 詳細については, 入札公告時に公表する工事請負契約書(案)において示す。

※7_自家発電設備等により通常対応可能な範囲においては, 事業者負担とする。通常対応可能な範囲外の場合は市が負担する。

※8_新設本ポンプ場ほか2施設について, 一定の範囲までは事業者の負担, それを超えるものについては本市の負担とする。なお, 詳細については, 入札公告時に公表する維持管理・運営業務委託契約書(案)において示す。

添付資料3 現地確認申込書

年 月 日

新浜ポンプ場改築事業に係る現地確認申込書

福山市上下水道事業管理者 様

所在地
社名
代表者名

新浜ポンプ場改築事業に係る現地確認について、申し込みます。
なお、現地確認希望日及び現地確認者は、以下のとおりです。

希望順位	希望日	備考
第一希望	2021年（令和3年） 月 日	
第二希望	2021年（令和3年） 月 日	
第三希望	2021年（令和3年） 月 日	

	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考
参加 予定 者			

参加者の代表者（窓口）については、備考欄に「代表者」を付記してください。

また、代表者の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを以下に明記してください。

住 所 :
電話番号 :
FAX番号 :
メールアドレス :

添付資料4 実施方針・要求水準書(案)
に関する質問書

添付資料5 本事業に関する参考資料等の
送付願兼誓約書

年 月 日

本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書

福山市上下水道事業管理者様

所 在 地
社 名
代 表 者 名 印

新浜ポンプ場改築事業への参画を行うに当たり、技術提案書を作成するために、参考資料等の送付を希望します。

なお、参考資料の取扱いにあたっては、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 市が提供する参考資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
2. 提供された参考資料等を本事業に関する技術提案書の作成以外で使用しないこと。
また、参考資料等が不要になった場合には、全ての資料（保存媒体（CD-R等）、打ち出し紙等）に対して、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに破棄すること。
3. 次ページに示す参考資料の注意事項を踏まえ、技術提案の作成を行うこと。

本事業に関する参考資料の一覧

1. 基本設計図
2. 基本設計検討書（Ⅰ 共通編）
3. 基本設計検討書（Ⅱ 土木編）
4. 基本設計検討書（Ⅲ 建築編）
5. 基本設計検討書（Ⅳ 機械編）
6. 基本設計検討書（Ⅴ 電気編）
7. 基本設計検討書（区画割平面図）
8. 基本設計検討書（幹線流量計算書）
9. 地質調査報告書
10. 測量調査報告書
11. 維持管理対象施設調書（第1フェーズ15施設）
12. 上記10の測量調査のCADデータ
13. 本ポンプ場ほか2施設（既設図面：PM及びPE）
14. 維持管理対象施設条件一覧表（既設）
15. 本ポンプ場ほか2施設（2020年度から2021年度仕様書）
16. その他参考図面（上水，下水等）
17. 本ポンプ場ほか2施設維持管理費（過年度実績）

注記)

- ① 上記参考資料のうち，1から6は，あくまでも参考として示すものであり、これらの資料を前提とした技術提案を行わず，事業者独自の提案を行うこと。
- ② 資料14及び15は，参考として，現状の維持管理を示したものである。事業者は，この資料に固執せず，ICT等を積極的に提案し，維持管理体制の省人化及び維持管理の効率化が図れる提案を行うこと。
- ③ 資料16は，上水及び下水などの地下埋設物を示したものであるが，あくまでも埋設位置のおおむね図であることに留意すること。